

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○井上委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 長妻昭でございます。

今日は、連合審査ということで、よろしくお願
いをいたします。

昨日、自衛隊の訓練中に事故があったとの報道
に接しました。命を失った隊員の方々の御冥福を
心からお祈りを申し上げます。

政府におかれましては、原因究明と再発防止策、
これをしっかり講じていただきたいとお願い申し
上げます。

そして、本日は、国家情報会議法案審議であり
ます。

これまで、日本のインテリジェンスについては、
上がらない、回らない、漏れるということが言わ
れておりました。そして、情報共有も余りされな
いということについて、今後は、上向き、下向き
横向きの情報共有が必要だ、これもずっと言われ
ておりました。上向きというのは、政策部門にち
やんと上げる。下向きというのは、同じ部署の中
の共有や、部隊内、在外公館の共有。横向きとい

うのは、関係省庁や諸外国との共有。こういうこ
とが非常に弱かったわけですね、情報収集能力、
分析はもとより。で、今回、法律が出てまいりま
した。私は一定の評価をしております。

ただ、余りに、私は政府答弁を聞いております
と、副作用について無頓着なんです。薬には副
作用はあるんです。法律にも副作用がある。だか
らこそ、国会のチェック、あるいは第三者機関の
チェック、内部統制、これは必要なんです。そ
れぞれ、三つともないんですね、今回。これにつ
いて、人権侵害あるいはインテリジェンスの政治
化というようなことが大変心配されるということ
で、今日も、これに関連して質疑をしていきたい
というふうに思います。

まず、茂木大臣と質疑をしていきたいと思うん
です。

配付資料の十ページ目、見ていただくと、これ
は国会図書館に作っていた、最新はこの資
料しかないということで、各国とのインテリジェ
ンスコミュニティの比較なんです。日本は、
人、予算が大変脆弱である。

私、議員になる前から思っていた疑問は、なぜ
日本はインテリジェンス能力向上に予算を使わな
いんだろうか、なぜこんなに弱いのかという疑問
がありました。議員になってから、いろいろな方
の御意見を聞いたり、有識者あるいは政府中枢の
方々と意見交換をした、あるいは外務省の方が書
いた本とか資料、あるいはインテリジェンスの提
言なども読み込みまして、私なりに感じましたの
は、今まで日本がインテリジェンスについて軽視

をしてきたのは、アメリカとの足並みが乱れる、
こういう懸念があったと。私は、一言で言うとし
れが大きいと思うんですね。

というのは、なまじっか日本が独自に情報を収
集すると、アメリカと意思決定がずれてしまう、
足並みが乱れる危険性がある。だから、情報はア
メリカからもらうということにすれば、アメリカ
が意思決定する、その中身と異なることはない
というようなことで、非常に、インテリジェンスの
能力向上というのが、意図的かどうか、抑制を
されてきた、こういうことがあると思うんです。

これについて、今回、日本の我が国のインテリ
ジェンス能力を強化するということを本気でやる
とすると、そして、インテリジェンス部門、イン
テル部門の皆さんが本気でこの職務に意気を感じ
て、更に邁進をしていたら、日本が、
アメリカと違う情報が入りきたときに、アメリ
カと違う政策判断もきちっとするんだ、こういう
覚悟を政治の側が示さないと、インテル部門が本
当に機能しないと思うんですが、茂木大臣、いか
がでしょう。

○茂木国務大臣 これまで日本として、インテリ
ジェンス機能、アメリカとの関係があるから、あ
えてそれを強化してこなかったということはなか
ったと考えておりますが、今、国際情勢も刻々と
変化をする、そして、そういった情勢が、日本の
平和であったりとか、また国民生活の安定、さら
には経済的な繁栄にもつながる、様々なことを考
えたときに、インテリジェンス機能というものは
強化する必要がある、このように考えております。

○長妻委員 ちよつと、茂木大臣に、認識というか現状把握してほしいんですね。なぜ日本のインテリジェンス能力がなかなか、各国に比べてずつと見劣りしていたのかという根本理由、私が申し上げたことにも感度よく反応していただきたいし、そういう現状を把握していただきたいんですね。

例えば、アメリカが、イラクに大量破壊兵器があるとインテリジェンス部門から情報が上がってきた。いろいろな付度があったんでしょう、これは間違っていた。仮に、そのときに、日本のインテリジェンス部門がイラクに大量破壊兵器がないという情報を上に上げたときに、恐らく、私は、日本政府、時の政権は、アメリカと違う判断ができなかつたんじゃないか、そういう情報が上がっても宝の持ち腐れになつたんじゃないか、こういう懸念もあります。

今回、イランについて、アメリカが今戦争しておりませけれども、これについても、国際法上違反なのかどうかをここで伺いしても、いや、それは情報がないので答えられない、こういうことになつておりますが、もし我が国のインテリジェンス部門が情報を詳細に分析をして、やはりこれは予防的先制攻撃ではない、国際法に違反している、こういうような情報を上げたときに、果たして日本が、我が国が、きちつとアメリカに対して物を申せるかどうか。もちろん、政治的な判断とというのが途中で入るのは、私は、ある、否定はしておりませけれども。

ですから、こういう覚悟なんです。つまり、アメリカと違う情報が上がつてきても、きちつと

それに政治が応えていく、こういう覚悟を政治の側が示さないと、私はインテル部門は機能しないと思うんですが、官房長官、是非、その覚悟、姿勢についてここで明確に答弁していただきたいんです。

○木原国務大臣 まず、本法案ですが、これはあくまで政府におけるインテリジェンスの司令塔機能を強化しようとするものであり、いわゆる組織法であります。

そういった対外関係の基本的な在り方を変更するような趣旨のものではないということをまず冒頭に申し上げておきながら、そのインテリジェンスの分野においては、各国それぞれの能力を踏まえ、国際的に協力していくことが一般的でございます。本法案は、そうした協力をより実効的なものとすることに資する、そのように考えております。

いずれにしても、我が国の安全保障において日米同盟が基軸である点には何ら変わりませんが、日本のインテリジェンスの司令塔機能を強化することで、米国との関係、インテリジェンス部門の関係もより強化されるもの、そのように考えております。

○長妻委員 ちよつと、そんな甘い答弁では駄目だと思つてますよ。

アメリカとも政策判断が異なるということが起こると思つてますよ、きちつとした情報を独自に集めれば。それも臆さないでそういう判断をするんだ、時と場合によっては、そういう姿勢を示さないと、インテル部門が萎縮しますよ。アメリカと

違う情報を持つてくると上から怒られる、判断しない、どうせそういうことが無視されるということになると。これまでそうだったんです。

ですから、これについては是非認識をもうちよつと深く持つていただきたいということを、強く私は申し上げます。

そして、インテリジェンス部門が極めて重要なのが、武器輸出についても重要だと思つてます。どういうふうにならそれが使われるのか、これを明確に把握して、そして輸出の可否を判断するということになると思つてます。

昨日、閣議決定があつて、武器輸出三原則、大幅に緩和したということになりましたけれども、官房長官にお伺いしますが、違法な戦争に我が国の武器が使われる、これは想定していませんね。

○木原国務大臣 防衛装備移転の可否については、これは個別のケースに応じて審査することになるために、一概にお答えすることは困難であります。その上で、例えば、同盟国であり対日防衛義務を負う米国が、米国のさつきのつながりで申し上げますと、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国になつたもの、インド太平洋地域における米軍の態勢を維持するため、我が国の装備品を必要としているようなケース、例えば、これが我が国の安全が脅かされるようなケースが、これは想定されるということになります。

いずれにしても、具体的な装備品の性質なども踏まえて、個別のケースに応じて移転の必要性について厳格に審査し、移転の可否を判断するとい

うこととなります。

○長妻委員 明確に御答弁いただきたいんですが、違法な戦争、つまり、国際法に反する戦争に我が国の武器が使われるということは想定していない、これでよろしいんですね。

○木原国務大臣 武力紛争の一環として現に戦闘が行われるということ……（長妻委員「いや、そうじゃない、違法な戦争」と呼ぶ）違法な戦争には、それは移転をされないということは申し上げております。

○長妻委員 そうすると、違法な戦争には移転されないということ。これは輸出するときに確認するというふうに思います。

そして、昨日の閣議決定では、管理状況モニタリングというのも盛り込まれました。つまり、輸出先、適正に管理、運用されているか、違法な戦争に使われていないかどうか、使われる懸念があれば、それは警告を出すんでしょう。

このモニタリングは、国会にきちっと報告をいただけますね。

○小泉国務大臣 モニタリングにつきましては、詳細は今後検討を進めることになりましたが、自衛隊法上の武器の管理状況、そして保全の措置、紛失した場合の対応要領等を相手国に確認することとしており、こういった情報が円滑に得られるように平素から相手国との関係を緊密にしてまいります。

いずれにしましても、国会の質疑等、またこうやってやり取りをさせていただいておりますけれども、しっかりと説明を求められた場合に、丁寧

に御説明をさせていただきます。

○長妻委員 官房長官にお尋ねしますけれども、例の特段の事情ですね、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国、今アメリカはイランと戦争しておりますけれども、アメリカは現に戦闘が行われていると判断される国に入るんでしょうか、入らないんでしょうか。

○木原国務大臣 米国に関してですが、どのような状況が武力紛争の一環としての戦闘に該当するかというのは、これも個別具体的な判断をされることになるため、一概にはお答えすることは困難ですが、その上で、政府としては、現在、米国政府において武力紛争の一環として現に戦闘が行われているとは認識しておりません。

○長妻委員 ちよつと違和感のある答弁ですが、政府はそういうことなんですよ。つまり、私の理解では、アメリカ国内では戦闘がないわけですものね、イランという遠い場所で行っているの、ここには当てはまらない、原則不可ではないと。

ちよつと大丈夫かどうか、国会への事前の通知もないんですね。これはさんざんやりましたけれども、こういうことについても引き続き私たちは求めていきたいというふうに思います。

そして、政治との距離、インテル部門と政策部門の距離は重要です。特に、自衛隊は情報本部を持つておりますので、政治との距離が重要だ。

そして、自民党の党大会に自衛隊の方が参加されたという案件についても質問しますけれども、防衛省から十三ページ、十四ページの資料をいただきました。これを小泉大臣、説明いただけます

でしょうか。

○小泉国務大臣 事前の問いで、この十三ページ、十四ページを説明しろという問いはなかったんですが、これを読み上げればいいですか。このことを踏まえての問いが来ると私は聞いていたんですけれども。（長妻委員「簡略に」と呼ぶ）はい。じゃ、十三ページから説明させていただきます。

ここにあるとおり、「部外音楽活動申請書」というものでありまして、これに対して当該隊員が、部内に対してこのような活動申請を行うときに活用する書面ということが見ていただければ分かると思います。

この一つ目の項目につきましても、どのような内容かというものがあつて、この度は演奏というところに丸をつけ、区分ということであれば、これは依頼に応じた音楽活動をということ。丸をされております。そして依頼者、そしてまた行事、これが党大会ということになります。その上で、報酬等の有無、これはない、こういった形のもの。を提出をしました。

そして、十四ページ。これも私から説明をすればよろしいですか。

これについては、自民党大会における陸自音楽隊員の派遣について、市ヶ谷内で誰に報告が入ったのが分かる一覧表というのは、これは長妻先生の御依頼に応じて我々の方で作成をさせていただきましたということだと承知しております。

まさにここに整理をさせていただきましたとおり、陸幕広報室の担当者は、陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課服務室の担当者に照会をしま

した。そして、陸幕服務室の担当者は、内局の服務管理官室の担当者に照会しております。そして、陸幕の服務室の担当者は、内局服務管理官付の担当者からの、法的には問題ないとの回答を踏まえ、陸幕広報室の担当者に回答しております。

陸幕の広報室は、陸幕服務室の担当者及び内局服務管理官付の担当者からの回答を踏まえ、陸上幕僚長まで報告を上げている。

これが、長妻先生の御依頼に応じて作らせていただいた経緯、一覧であります。

○長妻委員 これは私、一番初めの説明は、自衛隊の方が個人的に参加をして、制服を着るのは別にプライベートでもオーケーだ、こんなような説明を聞いておりましたが、今るる御説明いただいたのを聞くと、組織的にきちっと十段階、十人の方の目が通って了解が出ているということでありまして、組織上、私は相当改善が必要なのではないかと、同じようなことがまた起こりかねないというふうに思うんです。

小泉大臣は、幹部への報告や関係部署の情報共有について反省しているとおっしゃるんですが、ちゃんと情報共有しているわけですし、幹部にも上がっているわけで、ここをもう少し深掘りして変えないと、同じようなことがうつつてしまうのではないかと。仮に小泉大臣に上がっていたとしても、小泉大臣はSNSに歌唱した自衛官と写った写真を投稿して、誇りに思うなどと書き込んでおられるんですね、直後に。だから、余り、後で大騒ぎになってはっと気づいたと私は推察するんですが、そんなような意味でも、検証チームをつく

って、そして、事実関係を精査すると小泉大臣もおっしゃっておられます、事実関係を精査する、そして、後日、こういうような形で今後はやっていく、問題点はここにあるんだと。

これはちよつとした問題じゃないんですよ、政治との距離という意味では。非常に大きな象徴的な問題なので、調査チームをつくって、そこで報告書をまとめて後日報告する、こういうことを検討いただけませんか。

○小泉国務大臣 これは、今、先生の依頼に応じて作らせていただいた一覧表を見ても、やはり私を含む防衛省の方の幹部まで上がってこなかったこと、これが上がってれば別の判断もあり得たという、官房長官もるる答弁されておりますけれども、そういった思いの中で、やはり組織としてこの報告の在り方など見直さなければいけないことがあるという思いは、私は長妻先生と同じです。

その中で、今後チームをつくるかどうかを含めて、やはり防衛省・自衛隊、約二十五万人の大きな組織です。何かこれをやれば完全に問題が起きなくなるかと言われると、それは平素からの様々な教育や訓練、そういったものが極めて重要なことでもあると思います。いずれにしても、国民の皆さんの自衛隊に対する信頼が揺らぐことのないよう、そして政治的中立を疑われることのない、そういった形にしていこうように、何が適切かよく考えたいと思います。

○長妻委員 是非お願いしたいと思います。政治とインテル部門の距離という意味では公安調査庁も同様でございます、公安調査庁の内部

文書と言われる文書がございまして、こういうふう書いてあるんですね、「議員の最大関心事は、選挙及び地元情報であることは明らかである。そこで、共産党など当庁得意分野に焦点を当てた地元選挙情報を作成し、説明に赴くことが議員との関係を深めるのに効果的と考えられる」と。

こういう、何か議員の飲心を買うための活動みたいな話が出ているんですが、これは法務大臣から発言を求められております。事前に資料をいただきました。三ページであります。お願いします。

○平口国務大臣 お答えいたします。公安調査庁は、特定の国会議員に対しまして、地元選挙情勢を調査し、情報を提供することは行っており、今後についても、そのような方針はないと承知しております。

○長妻委員 これで、公安調査庁の現場の方の、ある意味では余計な仕事に解放されると思います。本業に専念できると思いますので、今の大臣の答弁は、公安調査庁においては大変重みのある答弁だったというふうに思います。

そして、防衛省にお伺いします。情報保全隊についてでありますけれども。

かつてイラクに自衛隊を派遣されたことがあるわけですが、それに反対するデモに参加したAさんの本名、職業、職場訪問もして調査をしたというところで、裁判所が、これは問題ありということ、十萬円の賠償を命じて、その方に十萬円をお支払いしたという案件がありました。プライバシー侵害と認められたわけですが、この方のこの記録というのは削除されましたか。

○小泉国務大臣 本件訴訟で提示された文書については、防衛省として対外的に明らかにしたものではないことから、情報保全隊が本件文書を作成したか否かも含め、国として認否できないという立場に変わりはなく、当該文書に記載されていた内容が事実であることを前提とした質問にお答えすることは差し控えさせていただきたいと思いません。

その上で申し上げれば、情報保全隊が防衛省・自衛隊の所掌事務、任務の範囲内において、関係法令に従い適切な方法で情報収集を行うべきことは当然であり、仮に関係法令に反する情報収集が行われるようなことがあれば、これを直ちに是正すべきこともまた当然であると考えております。

さらに、その上で申し上げれば、これまで、イラク自衛隊派遣に対する反対動向等の行政文書開示請求の都度、該当文書の探索を行いました。そのような文書は存在しないことを確認しております。

○長妻委員 これは私、司法判断をも恐れぬ答弁ではないかと思うんですね。つまり、裁判所の確定判決で、しかも上告していないわけですよ、勝てないということで。十万円払え、プライバシー侵害だ、関係法令に違反したと。これは日本の裁判所ですよ。別に、何かどこかのマスコミが言っているんじゃないですよ。裁判所というところの確定判決で、それを削除したかどうかとも言えないし、そんなことはやっていないもんと。シビリアンコントロールがなっているんですか、文民統制司法ですよ。

ちよつと同じような案件で警察に聞きます。

警察も、かつて風力発電の反対運動をされた方、何でそういう人の情報を集めるのかも疑問なんですけれども、この情報を集めていたと。何か病歴まで集めているんですね。何で病歴が必要なのか分かりませんが、住民四人の氏名、病歴、学歴、過去の市民運動への関与を調べていたんですが、これを、まさに風力発電を造っている会社に提供しちゃったんですね、その情報を警察が集めて。ひどいことだと思いますが、それで裁判で負けたわけです。これは情報を削除しましたね。

○千代延政府参考人 令和六年九月十三日の名古屋高裁で判決が示された訴訟についてお尋ねいただきました。

岐阜県警察におきましては、警備部内各課及び各警察署警備課において保有している電磁的記録を含む文書の中から、判決において抹消が求められた原告の方々の個人情報に記載されているものを漏れなく特定した上で、岐阜県公安委員会委員長会の下、シュレッダーによって裁断処分をしたとの報告を受けております。

○長妻委員 警察はちゃんと削除しているんですよ。当たり前ですよ、日本国の裁判所ですよ。警察は、文民統制というの分かりませんが、きちっと利いている。

それよりも大きな力を持っている自衛隊、いや、司法の言うことなんか知らないもん、司法はそういうふうに乗っているけれども、あるかないかなんて言えるわけがないだろうと。消すか消さないか、そんなのは知らない、十万円だけは裁判なの

で払ってやってもいいと私には感じるんですね。

これはちよつと考えていただかないと。司法ですよ、裁判所の確定判決ですよ。自民党もどう思われますかね。

是非、理事会で、内閣委員会の理事会で、ちよつと多分答弁は変わらないと思うので、深刻な問題なので、ちよつと協議していただけませんかね、政府統一見解を。

○井上委員長 ただいまの件につきましては、私から内閣委員長に申し伝えます。

質疑を続行してください。

○長妻委員 次に、内調が今度国家情報局になるというところでありますけれども、内調も一生懸命仕事をしていただいております。ただ、余計な仕事はしないように高市首相から答弁を引き出したので、先週、高市首相の答弁を聞いていただいて本業に専念していただきたいと思えます。

一ページ目ですね。内調の仕事の一端が分かる資料をいただきました。外国の政府と情報のやり取りをする、二番目としては、人的情報源、ネタ元ですね、これを保護する、あるいは衛星の活動、暗号の活動、暗号を保護していくなどあります。

今、内調がちよつと脆弱な組織になってしまっているという危機感を私は持っているんですが、今、内調のプロパー職員というのは全職員の何分の一おられるんですか。

○木原国務大臣 現在、国際情勢とか、AIに代表されるような情報技術の進展というものが、インターネットジェンス業務の専門性を急激に高めており

ますので、これに対応できる専門人材として、プロパー職員あるいは中途採用も含めてその採用枠を拡大しなきゃいけない、高めていく方針でございます。

この春には、約二十名の優秀な若者が採用される予定となっております。今後、新組織の設置をきっかけとして更に関心が高まるものだと思うっております、更に多様な人材が集まっていただけることを期待しております。

来年度、すなわち来春の募集数は約三十名程度と引き上げることが予定しております。

現在は、プロパー職員、全職員の三分の一程度ということになります。

○長妻委員 今聞かれたと思うんですね、議場の方々も。つまり、内調、今七百三十名おられる。

先ほど有田さんの質問でも答えていただきましたけれども、そのうちの内調プロパーの方は三分の一しかいない。昨日今日できた組織じゃないですよ。もうプロパーの方は、定年退職を迎えた方もとつくにおられるわけで、三分の一で、あとは、一番多いのは警察庁からの出向者、二五％、四人に一人。警察の組織なんです、事実上。幹部は警察が非常に多い。

だから、やはり、内調、今後、国家情報局になるわけでありまして、プロパーを増やしていただきたい。今御答弁いただきました。今年は一定の数、プロパーが採用されますけれども、来年の夏、更に増強してプロパーを増やしていただきたい。

そして、もう一つ、懸念点が、十一ページ、こ

れを出していただきました。

十一ページの資料であります、今、指定職は、審議官、局長級以上は内調は何人おられて、出向元は何人ぐらいですか。どこからの省庁か。

○木原国務大臣 これは一部、併任者もおりますので、それを含んで、内調の発令を受けている者で指定職以上の者の人数は十四名であり、今、出身省庁別に申し上げますと、警察庁六名、外務省四名、防衛省二名、文科省一名、そして民間一名であります。民間出身の方を除いた十三名については、いずれも総合職相当の職員であります。

○長妻委員 この十一ページの表は初めて出たと思うんですが、これを見ると、幹部はキャリアなんでしょうね。

内調のプロパーというのは、キャリア採用というのはあるんですか。

○木原国務大臣 他の省庁では、一般職として採用された者が指定職のポストに登用された例はございません。

内閣情報調査室又は国家情報局においてもそうした登用を妨げる定めもありませんので、もしそれにふさわしい人材がいれば、まさに人物本位、適材適所の考えに基づき、登用することが望まれます。

○長妻委員 今、内調のプロパー採用は、キャリアはないんですね。キャリア採用はないんです、プロパーの。だから、もしこの慣例がずっと続くと、指定職以上はプロパーは永久になれない、こういうことになってしまいうわけですね。これでは士気は上がらないですよ。司令塔になるわけです

ね、局になって。

だから、プロパーの方が指定職に就くように、今もちよつと御答弁がありましたけれども、もちろん、適性とか能力はありますけれども、これも慣例でブロックするんじゃないかと、それは妨げないんだよということをちよつと力強く御答弁いただきたいと思えます。

○木原国務大臣 情報部門というのは、人事の特性としてほかの職種とは若干違うところがあるというふうに考えています、情報の収集や分析に関して優れたスキルを持っている人間というのは、それはキャリア、ノンキャリアかかわらずいらつしゃっています。優秀であればゆえに情報活動の現場から離れられないという方もいらつしゃたり、また、幹部になるためには、一般的には、どの役所もそうですけれども、組織管理をやったり、企画立案をやってみたり、そういったいろいろな業務に携わる必要があります、そういう機会にはなかなか、情報分野の方はこれまで恵まられなかったケースがあるというふうに私は分析をしました。

もし、今委員のおっしゃるように、プロパー職員の上級幹部登用を促そうというふうに思えば、そうすると、情報収集や分析の業務を担当し続けながら昇格をしていけるような、いわば、今までどの省庁にもないような新しいキャリアステップを提示する必要があるのではないかと私は考えております。

○長妻委員 全く私も同感なんです。いろいろな部署に異動するのももちろんいいんですけども、

ただ、出向はいいと思いますよ、警察とか公安を経験して、外事を経験して外務省とか防衛省、いいと思うんですけども、やはりそういう特別な情報から離れない、分析、収集から離れない、そういう職をつくらないと、きちっとしたインテリジェンスの能力、向上できないと私は思うので、全く大賛成なので、是非進めていただきたいというふうに思います。

そして、もう一つお願いは、プロパーは今キャリアは採用していないんですが、プロパーの方、内調のプロパー採用に国家公務員上級職、総合職、キャリアの採用というのでも是非考えていただきたい、進めると。今年の夏は間に合わないでしょうから、来年の夏から、キャリア採用も内調のプロパー、考える、検討するという御答弁をいただきたいと思うんですが。

○木原国務大臣 いずれも、この新法をお認めいただいた後になりますけれども、国家情報局は内閣の立場から行う企画立案の事務や又は総合調整事務を担当することになるため、私も、総合職採用のニーズはこれから高くなるんじゃないかなと思っております。

また、情報業務の高度化とか専門化とか、そういうトレンドに鑑みても、総合職採用による高度な専門人材の確保を図ってもよいと私は今の時点で考えています。

どちらを志向するかによって必要な人材のタイプというのは異なってくると思いますが、私としては、総合職の採用は積極的に検討してよいと考えており、今委員は来年度採用分の方は難しい

とおっしゃいましたが、確かに、既に総合職の一部試験は終わっているのも、もう時機を逸してしまったんですが、再来年の採用分からは開始できる、できないかということは今事務方に検討を命じたいと思います。

○長妻委員 これも前向きな答弁、ありがとうございます。

今年の十月一日か九月か分かりませんが、国家情報局ができるわけですね。是非、本意欲を持って仕事ができる環境、スキルが蓄積する環境をつくっていただきたいというふうに思います。

そして最後に、インテリジェンスアカデミーについて質問をいたします。

私もこの必要性は痛感をしておりまして、やはり、インテリジェンスリテラシーを高める、そして、省庁横断的な教育、研修などなど、必要だと思いますけれども、いわゆるインテリジェンスアカデミー、インテル部門の増強ということ、スキルのアップということでありますが、これは法律が必要になるんですか。

○木原国務大臣 現在、各省庁に教育訓練のための組織あるいは施設がある、現時点である中で、新たに整備するかどうかはまだこれから議論をしたいと思えます。まだ結論が得られている状況ではありませんが、省庁をまたがるような、委員のおっしゃるインテリジェンスアカデミー的な機能については、これは着実に強化を図っていききたいと思っております。

そのことが法律改正が必要になるかどうかとい

うのは、これもまたその組織のありようによって、今後の検討の結果を待ちたい、そのように思っております。

○長妻委員 連立合意では令和九年末までにつくるとありますので、是非これを守ってつくっていただきたいというふうに思います。

そして、日本にはインテリジェンスの関係の大学、学部がない、他の諸外国はありますけれども、こういう大学教育で専門的な学部などを設ける必要が私は一定程度はあると思うんですけども、今、政府のインテリジェンス教育の傾向としては、情報収集、分析を一生懸命する、そういうノウハウを学ぶ、当然なんですけれども、余りにも、人権侵害とかインテリジェンスの政治化、それに対する教育あるいは意識の向上というのがないんですよね、余りにも。そこもきちっとやるような、大学を含めて、そういうところが非常に薄いんですね。

国会の関与も今回の法律でもないし、第三者委員会、機関のチェックもないし、そういうところを強めて、国民の皆さんに副作用がないように、そして、力が発揮できる、そういうインテリジェンスの教育をするような大学、これはどう思われますか、つくるといふ点。

○木原国務大臣 今、特に日本国内でインテリジェンスという言葉に大変関心が寄せられているように思います。昨今の国際情勢であったり、あるいは、行政機構に関する研究に基づき、インテリジェンスに関する内容の講座を提供している、そういう大学も最近で始めたということも承知

令和八年四月二十二日

【衆議院】内閣委員会法務委員会外務委員会安全保障委員会連合審査会議事速報（未定稿）

をしております。

今回、国家情報局という組織が立ち上がった暁には、恐らく、大きくメディア等でも報道され、結果として、今の学生の間でもインテリジェンスに対する関心が高まるのではないかなと予想と期待をしております。

したがって、大学等とも今後連携をして、情報活動への理解が深まるような機会を設けるとともに、結果として優秀な人材の確保にもつながっていくのではないかなと思っております。

○長妻委員 これ以て終わります。

ありがとうございます。